

ジェンドゥーバ地方給水計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	ジェンドゥーバ地方給水計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	チュニジア国内で最も給水率の低い北西部地域において給水施設を整備することにより, 同地域の水へのアクセスの改善を図り, もって住民の生活環境の改善, 地域経済の活性化に寄与するもの。 案件の内容 ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ア 閣議決定日: 平成 18 年 4 月 28 日 イ 供与限度額: 54.12 億円 ウ 金利: 1.5% エ 償還(据置)期間: 25(7)年 オ 調達条件: 一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初, チュニジア政府は, 「第 10 次 5 カ年社会経済開発計画(2002～2006)」において, 水セクターにおける都市部・農村部間の格差是正を行うために, 統合的な水資源管理及び開発が遅れている地方の給水率向上への配慮を行う方針を掲げ, 同方針の下, 水資源開発が特に遅れている北西部地域を対象に水資源開発公社主導で同地域の給水率向上を計画していたが, 同地域の給水施設の整備状況は十分ではなく, 2016 年 11 月に発表された国家開発 5 カ年計画(2016～2020)においても, 地域の生活環境改善等を通じた地方開発強化を目標としていることから, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 用地取得の難航に伴うサイト変更等により遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められている。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料